

医 事 課

1. 医師臨床研修の必修化に向けた検討状況について

(1) 医師臨床研修の必修化

医師の臨床研修については、平成12年12月に医師法が改正され、平成16年4月から、診療に従事しようとする医師は、臨床研修を受けなければならないこととされた。

新たな医師臨床研修制度においては、医師としての基盤形成の時期に、①医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得するとともに、③アルバイトをせずに、研修に専念できる環境を整備することを基本的な考えとしている。

(2) 現在の検討状況

必修化後の臨床研修の具体的在り方については、現在、新医師臨床研修制度検討ワーキンググループ等において検討を行っている。平成14年12月には、それまでの議論を踏まえ、臨床研修病院の指定基準及び申請手続等に関する省令を制定したところであり、また、平成15年度予算案において、臨床研修病院に対する指導経費、マッチングシステム導入に係る費用及び指導医養成講習会経費等の臨床研修に係る所要の経費が計上されたところである。

研修医の処遇、研修医と研修プログラムとの組み合わせ決定（マッチング）等については、引き続き検討を行う予定である。

（新たな医師臨床研修制度に関する情報は、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/index.html>）

(3) 臨床研修体制の確保

現在、医師の4分の3が大学病院で臨床研修を行っているが、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するためには、地域の病院で臨床研修を行うことが必要である。このため、当面は、二次医療圏で少なくともひとつ臨床研修を提供できる体制を確保することに努めることとしている。また、地域保健・医療を臨床研修の必修科目とすることから、意欲のある診療所、保健所、社会福祉施設等の地域保健・医療関係施設が、積極的に臨床研修に参加することを期待している。

平成14年12月に制定した省令の施行通知をできるだけ速やかに定めることとしており、今後これを踏まえつつ、必要な指定手続を進め、平成16年4月に向けた体制の確保を図ることとしている。

各都道府県におかれては、地域における臨床研修実施体制の整備に向けて、管下医療機関等への指導及び支援、並びに地域保健・医療関係施設の臨床研修への参加等に、引き続きご協力をお願いしたい。

2. 医療従事者の養成について

- (1) 医師の需給については、「医師の需給に関する検討会報告書」（平成10年5月）において、高齢化のピーク時にその均衡が達成されるよう、現在の新規参入医師数の概ね10%削減を目指す必要性が提言されている。

これを受けて厚生労働省では、文部科学省をはじめ関係者に対し医科大学（医学部）の入学定員の削減を要請してきたところであり、特に公立大学の取り組み方について、引き続き、特段のご配慮をお願いする。

- (2) 医師等医療関係職種の国家試験は、各職種の更なる質の向上を図る観点から、適宜、試験の改善を図り、その実施に努めているところである。

また、平成15年の国家試験については、別冊の関係資料のとおり実施することとしているので、合格発表後の免許申請手続きにあたっては、引き続き適切な実施方をお願いする。

- (3) 視能訓練士学校及び養成所におけるカリキュラムについては昨年度見直しを行い、平成14年3月27日付けで視能訓練士学校養成所指定規則を改正し、同年4月から施行したところである。

今後、臨床工学技士、義肢装具士養成施設のカリキュラム、専任教員等についても見直しを行い、来年度中を目処にそれぞれの学校養成所指定規則の改正を行う予定であることから、その際には貴管下の関係者に対する周知徹底をよろしくお願いする。

- (4) 医療関係職種の養成施設における入学定員の遵守（学生定員の適正管理）については、従来より養成施設に対して指導を行ってきたところであるが、今後とも引き続き各養成施設に対する指導を徹底していく予定である。

また、養成施設の入学選抜や学校運営に当たっても、適正な管理が図られるよう各養成施設への指導を行っていく予定である。

- (5) 当課で所管する各医療関係職種の養成所については、近年は理学療法士、作業療法士等の新設校が急増している状況であるが、今後は、新設校のみならず既存校においてもその質の確保が重要となっていることから、各養成所の年次報告書等を踏まえ、必要に応じ適宜個別に指導を行っていく予定である。

- (6) 養成施設の整備にかかる補助金については、その適正な執行につい

て補助事業者に対する指導方、引き続き、よろしく願います。

3. 医師、歯科医師等の処分について

(1) 行政処分について、

昨年、医道審議会医道分科会において、「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」（会議資料（Ⅱ）参照）が取りまとめられたところである。

「行政処分の考え方」は、行政処分の対象となり得る行為について、行政処分の対象となる基本的考え方を整理するとともに、医師、歯科医師及び看護師等に求められる倫理に関する意識の昂揚に資することを目的とするものである。

医療関係資格者として不適切な行為のあった者に対する処分については、今後とも厳正な態度で臨むこととしているので、各都道府県におかれても、医療関係資格者の倫理に関する意識の昂揚について、引き続き、ご協力をお願いする。

(2) 医師、歯科医師の行政処分対象者に対する意見聴取方法については、これまで医道審議会の意見を聴き決定していたところであるが、手続の迅速化を図るため、このたび、意見聴取方法に関し医道審議会の意見を聴く手続を省略することとしたので、ご了解願いたい。

また、各都道府県による意見聴取に当たり、処分対象者に対して「予定される処分の内容」を説明する際には、行政処分の内容は医道審議会の意見を踏まえて決定されるものであることから、処分内容について、予断を与えるような説明とならないよう十分に留意されたい。

(3) 医療関係職種に係る行政処分対象事案の把握については、医療関係資格者の質の確保等のため厳正な行政処分の執行が求められていることから、引き続き、対象事案の把握につきご協力をお願いするとともに、随時、報告願いたい。

4. 無資格者の取締り等について

(1) 免許証の確認の徹底について

先月、就業を目的にカラーコピーにより偽造した看護師免許証を医療機関に提出したとして、偽造有印公文書行使の疑いで逮捕される事件が報道された。

このような犯罪が看過されれば、患者の生命、身体を脅かすことはもとより、国民の医療に対する信頼が損なわれかねない。

各都道府県においては、無資格者が医療に従事することとなること

のないよう、医療機関、保健所等関係機関に対し、医療関係資格者の雇用の際には、必ず免許証原本の提出を求め、これを確認するよう周知徹底をお願いしたい。

また、無資格者が医療に従事している事実が確認された場合は、速やかに捜査当局に通報願いたい。

(2) あん摩、マッサージ及び指圧について

あん摩、マッサージ又は指圧については、無資格者が業として行っているとの情報が、当課に多く寄せられているところである。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないこととなっていることについて、周知・啓発を図られたい。

また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについて」（昭和39年11月18日付け医発第1379号）において示しているところであり、その徹底を図られたい。

5. 看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会について

昨年11月、日本ALS協会から厚生労働大臣に対して、「ALS等の吸引を必要とする患者に医師の指導を受けたヘルパー等介護者が日常生活の場で吸引を行うことを認めてください。」との要望が提出されたことを踏まえ、現在、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」を開催し、ALS患者に対するたんの吸引行為の医学的・法律的整理等について検討している。

本検討会については、本年度末を目途に結論を得ることとしており、結論について速やかに都道府県あて周知することとしているので、各都道府県におかれても関係者への周知につき御協力をお願いする。